

静岡県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

～『後期高齢者医療被保険者証』(保険証)更新時のお願い～

現在使用されているオレンジ色の被保険者証が、平成26年7月31日で有効期限切れとなるため、平成26年8月1日をもちまして、「後期高齢者医療被保険者証」を年次更新いたします。

平成26年8月1日からは、新しい**藤色**の被保険者証で被保険者資格をご確認いただきますよう、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

今年度は、平成26年7月下旬に県下全市町が新しい被保険者証(藤色)を発送する予定となっているため、7月中に誤って藤色の被保険者証を窓口を持参する方があるかもしれませんので、ご注意ください。

ただし、新しい藤色の被保険者証でも、発効期日が『平成26年7月31日』以前のものは、負担割合(1割又は3割)が年次更新の前後で変更がありませんので、そのまま受診していただくことも可能です。

なお、負担割合が変更となる方は、発効期日が更新日(平成26年8月1日)となります。

(1) 被保険者証の送付時期

7月下旬に住所地の各市(区)役所・町役場から送付します。

(2) 被保険者証の色

「オレンジ色」から「藤色」に変更になります。
(黒字印字・偽造防止模様)

(3) 被保険者証のサイズ

縦 128 mm、横 91 mm(変更はありません)

(4) 有効期限

平成27年7月31日

※ 一部の被保険者について、有効期限が短い『短期被保険者証』を交付する場合があります。

(5) 短期被保険者証

有効期限が平成27年1月31日までのもので、通常の被保険者証との違いは、有効期限が短いだけで、負担割合や限度額適用・標準負担額減額認定証の適用等その他の扱いに関しては、変わりありません。

【新しい被保険者証の見本】

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
姓 住 所	見 本
保 氏 名	
省 生年月日	
資格取得年月日	
発 効 期 日	
交 付 年 月 日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合 公印

(6) 旧証(オレンジ色。有効期限:平成26年7月31日)の扱い

平成26年8月1日以降は、無効となります。

(7) 資格証明書

当広域連合では、今回の年次更新において資格証明書の交付はありません。

しかし、静岡県以外の被保険者が資格証明書を持参した場合は、10割扱いの特別療養費として処理していただくことになります。詳しくは資格証明書に記載されている広域連合へお問い合わせ願います。

(8) 臓器提供意思表示欄

被保険者証の裏面には、『臓器提供意思表示欄』が設けられており、『意思表示欄保護シール』が貼付されている場合がありますので、誤って剥がしてしまうことのないよう、ご注意願います。

(9) その他

- ・『後期高齢者医療被保険者記載内容確認書』で受診される方もありますので、資格等のご確認にお役立てください。なお、記載内容に疑義が生じた場合は、お問合せください。
- ・新しい藤色の被保険者証が届いていない等により、平成26年8月1日以降に、旧証(オレンジ色。有効期限平成26年7月31日)をお持ちになった場合は、ご本人であることの確認と市役所等へ電話照会することについての同意を得て、担当部署にお問合せください。

なお、診療報酬等の請求にあたっては、新しい藤色の被保険者証原本での内容確認もお願いします。

〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
保険証に関すること…資格管理室 TEL054-270-5526
医療給付に関すること…医療給付室 TEL054-270-5530